

感染症対策の強化について

(施設系サービス・居住系サービス共通)

香川県健康福祉部長寿社会対策課

施設サービスグループ

令和5年3月

1 主な指摘事項

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会等の開催が確認できない、委員会と研修会が混同されている。
- 委員会に関する設置規程等が整備されていない。
- 指針がない、または指針の内容が不足している。
- 研修の実施が確認できない。指針に基づいた研修プログラムになっていない。 など

【指定介護老人福祉施設の人員、設備、運営に関する基準第27条】他

- 幅広い職種で構成する「感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会」をおおむね3月に1回以上開催※1し、その結果について介護職員その他の従業者に対し、十分に周知することが義務づけられています。
- また、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするためにも、感染症対策委員会の設置規程等を整備しておく必要があります。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、当該指針には、「平常時の対策」と「発生時の対応」を規定します。
- 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練※2を定期的（年2回以上）に実施します。（ショートステイは年1回以上）

※1 短期入所生活（療養）介護、特定施設入居者生活介護、有料老人ホームは6月に1回以上（経過措置期間中）

※2 令和6年3月31日まで努力義務

2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 (その1)

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等(※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】(※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

令和3年度の介護報酬改定にて、全介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下のことが義務付けられています（3年間の経過措置期間あり）。

- 委員会の開催
- 指針の整備
- 研修の実施
- 訓練（シミュレーション）の実施等

令和6年4月1日から、上記の取組が義務化される。
⇒ 令和5年度は上記の取組の体制を整えるための最後の年度です。
できるかぎり早期に準備するよう努めてください。